

規制の事前評価書

1 規制の名称

特定遊興飲食店営業に係る許可制の新設

2 担当部局

警察庁生活安全局保安課

3 評価実施時期

(1) 評価実施時期

平成26年10月

(2) 分析対象期間

平成25年5月から規制の新設に係る条項の施行の1年後までの間

4 規制の目的、内容及び必要性

(1) 規制の目的及び必要性

現在、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。）第32条第1項第2号では、深夜における飲食店営業において深夜に客に遊興をさせることが禁止されている。これに対し、客に遊興をさせ、かつ、飲食をさせる営業のうち、いわゆるクラブのような形態のものについては、一定程度の深夜営業への需要があり、政府の規制改革会議から営業時間の規制の緩和を求める内容の答申が出されるなどしている。また、ナイトライフの充実を求める声がある中で、ダンス以外の遊興についても、時間帯にかかわらず飲食しながら楽しみたいとの需要があるものと考えられる。

他方で、一般的に深夜は社会の中の監視・制御機能が弱まり、人々が風俗上の規範を逸脱しやすくなる時間帯である。このため、仮に、何らの規制も設けずに、深夜に客に遊興及び飲酒をさせる営業を営むことができるようにした場合には、営業の行われ方いかんによっては、過度な歓乐的・享乐的雰囲気により風俗事犯等の違法行為が誘発されるなど、風俗上の問題が生じるおそれがある。

そこで、風営法の一部改正法においては、ナイトクラブその他設備を設けて客に遊興をさせ、かつ、客に飲食をさせる営業（客に酒類を提供して営むものに限る。以下同じ。）で、午前6時後翌日の午前0時前の時間においてのみ営むもの以外のもの（風俗営業に該当するものを除く。）を「特定遊興飲食店営業」として許可制の下で認めることとし、当該営業に伴う風俗上の問題の発生防止に必要な規制を設けることとした。

(2) 規制の内容

ア 客に遊興をさせ、かつ、飲食をさせる営業に対する規制の見直し

ナイトクラブその他設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせる

営業のうち、低照度飲食店営業に該当するもの以外のものを風俗営業から除外し、そのうちイの許可を受けたものについて午前0時以降の営業を認めることとする。

イ 特定遊興飲食店営業に係る許可制の新設

特定遊興飲食店営業について以下の規制を設ける。

許可制を採って人的欠格事由及び物的欠格事由を設け、不適格者及び不適切な構造設備を持つ営業所を排除することとする。

営業可能な地域を条例で指定することとする。

条例により、地域を定めて営業時間を制限できることとする。

営業所周辺での客の迷惑行為を防止するための措置、苦情処理に関する帳簿の備付け等を義務付ける。

深夜における営業に関し、騒音及び振動等の規制を設ける。

午後10時以後に年少者を客として立ち入らせることを制限する。

営業所の管理者の選任、営業者団体の届出等を義務付ける。

5 法令の名称・関連条項とその内容

現行の風営法第2条（用語の意義）、第3条第2項（営業の許可）、第4条（第4項を除く。）、（許可の基準）、第5条（第1項第3号を除く。）、（許可の手続き及び許可証）、第6条（許可証等の掲示義務）、第7条（相続）、第7条の2（法人の合併）、第7条の3（法人の分割）、第8条（許可の取消し）、第9条（構造及び設備の変更等）、第10条（許可証の返納等）、第10条の2（特例風俗営業者の認定）、第11条（名義貸しの禁止）、第12条（構造及び設備の維持）、第13条（営業時間の制限）、第14条（照度の規制）、第15条（騒音及び振動の規制）、第18条（年少者の立入禁止の表示）、第18条の2（接客従業者に対する拘束的行為の規制）、第21条（条例への委任）、第22条第1項（第3号を除く。）、（禁止行為）、第24条（営業所の管理者）、第36条（従業者名簿）、第36条の2（接客従業者の生年月日等の確認）、第37条（報告及び立入り）及び第44条（風俗営業者の団体）

6 想定される代替案

- (1) 深夜において客に遊興をさせ、かつ、客に飲食をさせる営業に対し、何らの規制も設けない。
- (2) 深夜において客に遊興をさせ、かつ、客に飲食をさせる営業を届出制とするとともに、上記4(2)イの各種義務を努力義務とする。

7 規制の費用

遵守費用

改正案では、特定遊興飲食店営業を営もうとする者に、特定遊興飲食店営業の許可申請等の各種規制を遵守するための費用が発生する。

代替案(1)では、遵守費用は発生しない。

代替案(2)では、届出書の提出のための費用及び各種規制内容の実施に努めるための費用が発生する。

行政費用

改正案及び代替案（２）においては、規制の趣旨を周知徹底するための広報活動等に係る費用及び各種規制の遵守状況の把握及び違法行為の取締り等に係る費用が発生する。

代替案（１）については、現行制度における許可に係る費用等は発生しなくなるが、何らの規制も設けないことにより、過度な歡樂的・享樂的雰囲気により風俗事犯等の違法行為が誘発されるなど、風俗上の問題が生じた場合、違法行為の取締り、地域住民からの苦情処理等に係る行政費用が増大する。

その他の社会的費用

改正案、代替案（１）及び代替案（２）について、上記の費用以外に増加する費用は想定されない。

8 規制の便益

いずれの案においても、午前０時から午前６時までの時間に営業することが可能となる。

改正案では、事前審査により不適格者及び不適切な構造設備を持つ営業所を排除することができ、不適切な営業から生じる違法行為等の発生が抑制されるなど、善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害する行為又は少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止することが期待される。一方、代替案（１）については規制を設けないことから、代替案（２）については届出制により事後的な措置を講じ、営業者に努力義務を課すにとどまることから、特定遊興飲食店営業に起因する善良の風俗上の問題等の未然防止が十分に期待されない。

9 政策評価の結果（費用と便益の関係の分析等）

改正案では、特定遊興飲食店営業を営む者が各種規制を遵守するための費用並びに各種規制の遵守状況の把握及び違法行為の取締り等に係る行政費用が発生するが、当該営業に起因する善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害する行為又は少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止することが期待される。また、当該費用は、善良の風俗上の問題等の改善、防止という便益に比して妥当な範囲のものであると考えられる。

一方、代替案（１）では、現行制度における許可等の費用は発生しなくなるが、規制を行わないことにより、善良の風俗及び清浄な風俗環境が害され、少年の健全な育成に障害が及ぶおそれが高まるとともに、取締りの対象となる営業の実態を把握することが困難になることから、違法行為の取締り等に係る行政費用は著しく増大する。

代替案（２）では、届出義務や各種努力義務を果たすための費用が発生することに加え、特定遊興飲食店営業が営業の行われ方いかんによっては風俗上の問題を生じさせるおそれのある営業であることにかんがみれば、各種規制の遵守状況の把握及び違法行為の取締り等に係る行政費用は、事前規制（改正案）の場合よりも増加することが見込まれる。さらに、事後規制と努力義務であるが故に、当該営業に起因する善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害する行為又は少年の健全な育成に障害を及ぼす行為の未然防止が十分に期待されない。

したがって、改正案を選択することが妥当であると評価できる。

10 有識者の見解その他の関連事項

平成26年7月から8月にかけて、「風俗行政研究会」(座長：前田雅英 首都大学東京法科大学院教授)において客にダンスをさせる営業に係る規制の見直しに関する議論が行われ、同年9月に「ダンスをさせる営業の規制の在り方等に関する報告書」が取りまとめられた。

今般の改正案については、当該報告書の内容を反映させたものとなっている。

11 レビューを行う時期又は条件

社会情勢に応じて必要があると認めるときは所要の措置を講ずるものとする。